

# 三重フライングクラブ会則

## 第1章 総則

- 第1条 本クラブは「三重フライングクラブ」と称し、略称をMFCとする。
- 第2条 昭和41年に陸上自衛隊明野航空学校（明野飛行場）をホームベースに結成。
- 第3条 活動拠点を三重フライングクラブ飛行場（三重県松阪市星合町の雲出川河川敷）とする。
- 第4条 本クラブの会計年度は、1月1日～12月31日とする。

## 第2章 目的

- 第1条 本クラブはラジコン同好者をもって構成し、飛行の安全の更なる向上を図るためラジコン技術の向上に努めると共に親睦をはかる事を目的とする。

## 第3章 役員

- 第1条 会長1名、副会長1名、会計1名、事務局1名でクラブを運営する。
- 第2条 事務局を以下に置く。  
三重県津市片田町46-1 村田 宅

## 第4章 会員

- 第1条 会員は、以下の会費を納入したものをいう。
- (1) 入会金 10,000円
  - (2) 年会費 6,000円（但し途中入会者は月割りとする。）
  - (3) 年会費納入時期 新会員は入会時、既存会員は1月中とする。

第2条 会員は第三者賠償保険に加入すること。

第3条 次の場合会員資格を失効する。

- (1) 会費を1月中に理由なく納入しないとき。
- (2) クラブ又は会員の名譽を棄損又は故意に活動妨害などがあつたとき。
- (3) 本規定に著しく違反したとき。

## 第5章 個人情報保護

第1条 本クラブの個人情報の保護の考え方について、一般の個人情報保護法を遵守し、加えて本クラブの名簿等の取り扱いは、事務局が責任を持って管理する。当然の如く他の人への漏洩、流用は厳禁とする。

## 第6章 飛行場使用規定

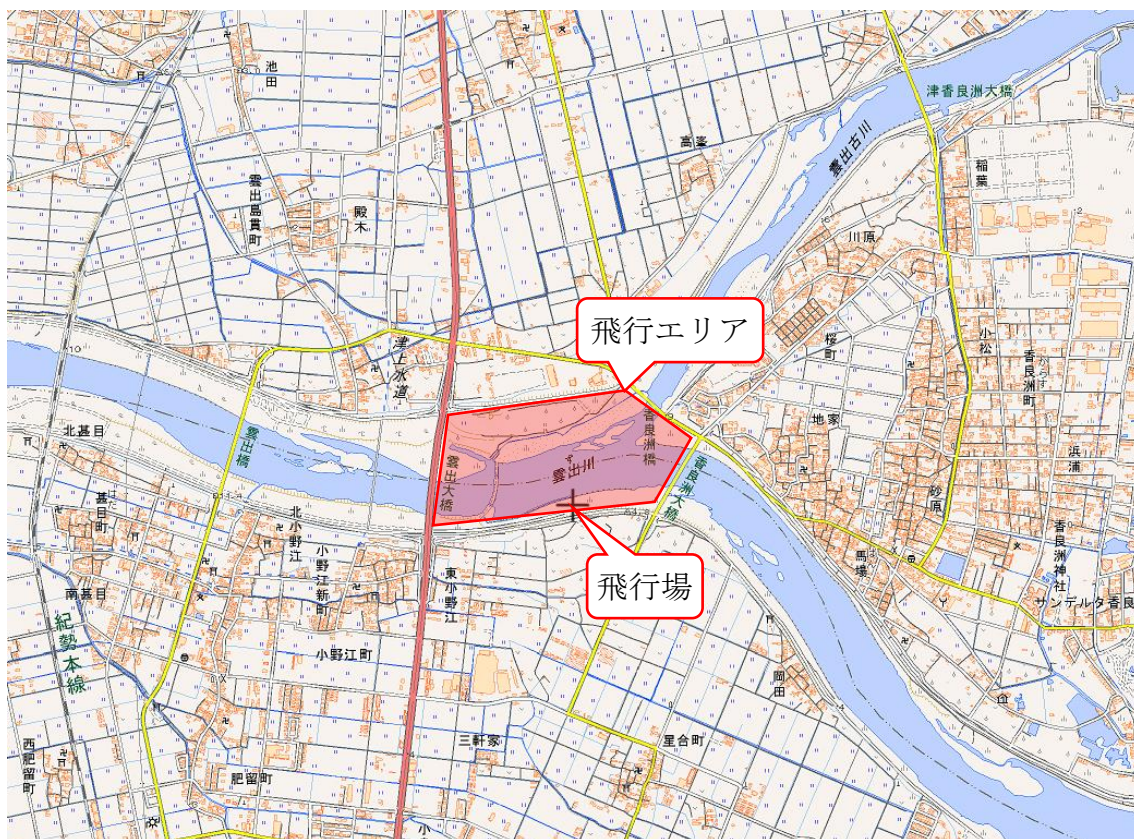
第1条 原則、会員のみ使用可能とする。特別な場合として、会長が許可した場合には会員以外のものでも使用可能とする。

第2条 飛行時間は、日の出から日の入りとする。

第3条 エンジンには効果のある消音器を取り付け、騒音によって地域に迷惑をかけないこと。

第4条 機体重量が25kg以上の機体は、飛行禁止とする。

第5条 飛行エリアは、以下のとおりとする。



- (1) 南北は、雲出川左岸堤防と右岸堤防の間とする。（道路上空は飛行禁止）
- (2) 東西は、雲出大橋と香良洲大橋の間とする。（道路上空は飛行禁止）
- (3) 上空は、高度 150m 未満とする。
- (4) 第三者又は第三者の船、自動車などとの間に 30m 以上の距離を保つこと。

第6条 飛行前には、機体・メカの整備を充分に行い、安全に心がけること。

第7条 アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと。

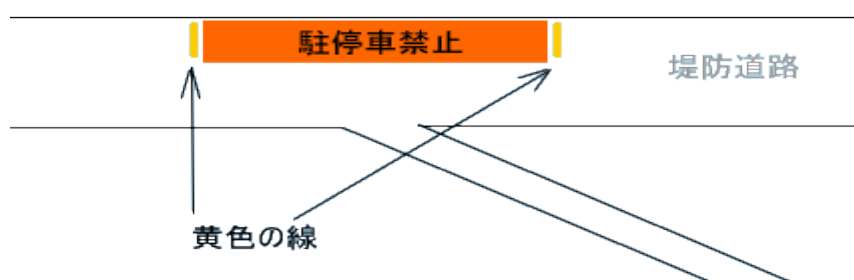
第8条 飛行時には助手を付け周囲の状況を監視すること。

第9条 事故を起こした場合は、当事者がすべて責任を負うこと。

第10条 ゴミは必ず持ち帰り飛行場に捨てないこと。

第11条 自動車の駐車は飛行場の中央部分の堤防上の道路には駐車しないこと、堤防の反対側の畑に自動車が下りやすいようにするため。

# 飛行場



第12条 小型無人航空機未登録（登録記号未添付）の機体の飛行は禁止する。